

第19回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

平成28年3月2日（水） 午後2時から午後3時30分まで。

2 場 所

尼崎市保健所集団指導室

3 出席者

(1) 委 員 8名 (敬称略)

植村興、三田一三、瀬戸口敬幸、喜多村幸紀、山本純子、平川達夫、平井三和子、
村田國広、福井進

(2) 警察関係者 1名

今木課長（尼崎南警察署生活安全課）

(3) 事務局 3名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、林生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要

(1) 警察との意見交換について

今木課長から自己紹介があった後、意見交換を行った。

ア) アニマルポリス・ホットラインについて

・今木課長からアニマルポリス・ホットラインについて説明があった。（資料参照）

・初年度（194件）は相談件数も多かったが、減りつつある。

〈意見交換〉

・現場でいろいろ話を聞く。警察では物扱い。職員でも知らない人が多い。

・警察学校でアニマルポリスの話を聞いているのではないか？

⇒ なるべく期待に応えたい。

・警察に收容された動物の收容期間に決まりはあるのか。

⇒持ち主がいると思われる動物については拾得物としての扱いをして、一定期間（約2週間）預かり、その後飼い主があらわれなければ動愛センターに渡す。野良犬や生まれてすぐの動物は拾得物ではない。

補足：警察から動愛センターに收容される場合は2通りある。1つ目は、遺失

物法で警察で落とし物として収容された後、持ち主が現れなかった場合に処分決定をされて動愛センターに持ってこられる場合。2つ目は動物愛護法で収容される場合で、拾得者が落とし物としてではなく拾得者の代わりに警察に動物愛護センターに持って行ってほしいとした場合。遺失物法の場合の収容期間は署によって異なる。(近隣の住環境によって異なるため)

- ・ 事件化もそうだが保護措置が増えている。
- ・ 県下全てには浸透していないのではないか。
- ・ 知らない市民が多い。市報等で周知できないか？

(2) その他

事務局から平成28年度の野良猫不妊手術助成金制度の説明があった。

ア 助成金については、平成28年度は基金からの拡充として200万円を予算とし、通常予算の100万円と合わせて300万円の予算を検討。申請方法については、4月1日から受付を開始して予算額に達するまで通年で受け付ける事を考えている。

イ モデル地区については設定することは考えていない。助成金は税金なので、市民ボランティアの人たちに平等に機会を得てもらう事が基本。特定の地域にのみ助成金をあらかじめ確保することで、逆に他のボランティアの人たちが利用できなくなることも考えられるので、今のところは考えていない。

以 上